

港湾法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

港湾法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 25 号）により、災害時やむを得ない場合、港湾施設の応急復旧に他人の土石等を活用可能とする制度（応急公用負担）が創設された（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。）第 55 条の 3 第 2 項、第 55 条の 4 関係）。

今般新たに規定された法第 55 条の 3 第 2 項において、応急公用負担による応急復旧の対象となる港湾施設は省令で定めることとなっていることから、改正法の施行に際して必要となる規定の整備を行うため、港湾法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 98 号。以下「省令」という。）について所要の改正を行う。

2. 概要

（1）応急公用負担による応急復旧の対象となる港湾施設（省令第 18 条の 2 関係）

非常災害による被害が発生し、災害応急対策必要物資の流通に係る業務に使用するためその応急復旧を緊急に行う必要があり他に手段がないと認める場合において、他人の土石等を使用等して復旧することができる港湾施設は、以下の施設とする。

- ・水域施設
- ・防波堤、防砂堤、導流堤、水門、閘門、護岸及び突堤
- ・係留施設
- ・臨港交通施設
- ・荷さばき施設
- ・旅客乗降用固定施設及び待合所
- ・倉庫、野積場及び貯木場
- ・廃棄物埋立護岸
- ・海浜、緑地及び広場
- ・港湾管理事務所及び港湾管理用資材倉庫

（2）その他

上記に併せ、その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 7 年 7 月 4 日（金）

施行：令和 7 年 7 月 22 日（火）